

青森県報

号外第八十八号

平成十六年
十二月二十日
(月曜日)

目 次

条 例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	(人 事 課) …… 二
任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(同) …… 四
任期付職員を採用等に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(同) …… 五
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) …… 六
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) …… 三
市町村の合併に伴う青森県行政機関設置条例等の一部を改 正する条例……………	(市 振 興 町 村 課) …… 四
青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条 例の一部を改正する条例……………	(環 境 政 策 課) …… 一八
青森県養護老人ホーム条例の一部を改正する条例……………	(高 齢 福 祉 課) …… 一九
青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正す る条例……………	(農 村 整 備 課) …… 一九
青森県県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正す る条例……………	(同) …… 二〇
青森県都市公園条例の一部を改正する条例……………	(都 市 計 画 課) …… 二二
青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例……………	(同) …… 二四
青森県議会議員の選挙区の特例に関する条例……………	(選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局) …… 二七
青森県議会委員会条例の一部を改正する条例……………	(議 会 事 務 局) …… 二六

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十六号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十六条」に、「第十八条 第二十七条」を「第十七条 第二十六条」に改める。

第五条第一号中「違反に係るはり紙の除却」を「措置及びこれに係る費用の徴収」に改め、同条第二号中「はり紙及び立看板」を「はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等」に改め、同条第十四号中「第二十六条」を「第三十二条」に、「美観風致の維持及び」を「良好な景観の形成及び風致の維持並びに」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十三号中「第三号から第六号」を「第四号から第七号」に、「第二十二条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第三号」を「第四号」に、「第二十条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号中「第三号から第六号」を「第四号から第七号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「美観風致の維持及び」を「良好な景観の形成及び風致の維持並びに」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第三号から第六号」を「第四号から第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号

から同条第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 屋外広告物法第八条第一項の規定による広告物及び掲出物件の保管、同条第二項の規定による当該保管に係る公示、同条第三項の規定による当該保管に係る広告物及び掲出物件の売却並びに当該売却に係る代金の保管並びに同条第四項の規定による当該保管に係る広告物及び掲出物件の廃棄に関すること。

第十七条を削り、第四章中第十八条を第十七条とし、第十九条から第二十三条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

青森県公害防止条例（昭和四十七年三月青森県条例第一号。以下「公害防止条例」という。）及び公害防止条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、公害防止条例第四十七条に規定する騒音規制地域又は公害防止条例第五十八条の三に規定する振動規制地域がその区域内にある各市の区域に係るものは、それぞれ当該市が処理することとする。

一 公害防止条例第四十八条第一項及び第四十九条第一項の規定による騒音関係施設の設置及び特定作業の実施の届出の受理に関すること。

二 公害防止条例第五十条第一項の規定による騒音関係施設及び特定作業の変更の届出の受理に関すること。

三 公害防止条例第五十一条の規定による騒音の防止の方法、騒音関係施設の使用の方法及び配置並びに特定作業の実施の方法に関する計画の変更の勧告に関すること。

四 公害防止条例第五十二条の規定による氏名等の変更、騒音関係施設の使用の廃止及び特定作業の実施の廃止の届出の受理に関すること。

五 公害防止条例第五十三条第三項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

六 公害防止条例第五十四条第一項の規定による騒音の防止の方法の改善並びに騒音関係施設の使用の方法及び配置の変更並びに特定作業の実施の方法の変更の勧告並びに同条第二項の規定による改善の命令に関すること。

七 公害防止条例第五十八条第一項の規定による拡声機の使用の方法の改善及び騒音の防止の方法の改善の勧告並びに同条第二項の規定による改善の命令に関すること。

八 公害防止条例第五十八条の四第一項及び第五十八条の五第一項の規定による振動関係施設の設置の届出の受理に関すること。

九 公害防止条例第五十八条の六第一項の規定による振動関係施設の変更の届出の受理に関すること。

十 公害防止条例第五十八条の七の規定による振動の防止の方法並びに振動関係施設の使用の方法及び配置に関する計画の変更の勧告に関すること。

十一 公害防止条例第五十八条の八の規定による氏名等の変更及び振動関係施設の使用の廃止の届出の受理に関すること。

十二 公害防止条例第五十八条の九第三項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

十三 公害防止条例第五十八条の十第一項の規定による振動の防止の方法の改善並びに振動関係施設の使用の方法及び配置の変更の勧告並びに同条

第二項の規定による改善の命令に関すること。

十四 前各号に掲げる事務に係る公害防止条例第五十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

第二十四条を第二十三条とし、第二十五条から第二十七条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青森県条例第五十七号

任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「指定職俸給表十二号俸」を「指定職俸給表十一号俸」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十八号

任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「指定職俸給表十二号俸」を「指定職俸給表十一号俸」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十九号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「人事委員会が定める日」を「毎年十一月から翌年三月までの各月の初日」に、「第四項までにおいて同じ」を「この条において「支給対象職員」という」に改め、後段を削り、同条第二項中「北海道又は」を「北海道（人事委員会が定める地域を除く。以下この項において同じ。）又は」に、「基準額に、在勤地域の区分及び基準日（基準日の翌日から前項後段に規定する人事委員会が定める日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下この条において同じ。）を「次の表に掲げる地域の区分及び基準日」に、「応じた次の表に掲げる額を加算した額」を「応じ、同表に掲げる額」に改め、同項の表を次のように改める。

地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
北海道	二二、三六〇円	一三、〇六〇円	八、八〇〇円
県内	一七、八〇〇円	一〇、二〇〇円	七、三六〇円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて寒冷地に居住する扶養親族のないものうち、第十条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会が定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして人事委員会が定めるものを含まないものとする。

第十八条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、人事委員会が定める場合に該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前項の規定による額を超えない範囲内で、人事委員会が定める額とする。

第十八条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前二項」に、「を除くほか」を「のほか」に改め、同項を同条第四項とする。

別表第四の八を次のように改める。

ハ 教育職給料表(三)

職員 の区 分	職 の 号	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給 料	月 額	給 料	月 額	給 料	月 額	給 料	月 額
			円		円		円		円
	1	—		252,700		285,600		365,900	
	2	202,800		265,600		300,500		381,000	
	3	211,600		278,300		315,700		393,400	
	4	220,500		292,000		330,600		405,600	
	5	230,000		305,900		345,800		417,600	
	6	239,400		319,600		360,700		429,300	
	7	251,900		332,800		375,700		440,800	
	8	264,200		346,200		386,600		452,300	
	9	276,600		359,100		397,000		463,500	
	10	288,000		368,900		406,600		474,700	
	11	300,000		378,900		415,600		486,100	
	12	311,800		388,400		424,200		497,300	
	13	319,700		397,100		432,600		508,500	
	14	326,600		405,500		440,200		519,700	
	15	333,200		413,100		447,600		530,000	
再任 職員 以外 の職 員	16	339,700		420,500		454,700		539,200	
	17	346,200		427,600		460,900		548,300	
	18	352,000		434,700		466,500		557,200	
	19	357,700		440,500		472,000		566,100	
	20	363,300		445,400		477,400		574,300	
	21	368,800		449,800		482,700		580,600	
	22	374,300		452,900		487,900		585,600	
	23	378,900		456,000		493,000		590,200	
	24	382,800		458,900		497,000			
	25	385,700		462,000		500,300			
	26	388,400		465,000		503,600			
	27	391,300		468,100					
	28	394,000		471,100					
	29	396,800							
	30	399,400							
	31	402,200							
	32	405,000							
	33	407,900							
	34	410,700							
再任 職員		288,100		304,100		336,400		417,800	

備考 この表は、大学に勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十八条の規定は、平成十六年十一月一日から適用する。

(教育職給料表(三)の適用を受ける職員の職務の級の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の教育職給料表(三)の適用を受けていた職員で施行日において改正後の条例の教育職給料表(三)の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日においてこれらの者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。

(教育職給料表(三)の適用を受ける職員の号給の切替え等)

- 3 前項の規定により新級を決定される職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の施行日における号給（次項において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（次項において「旧号給」という。）と同じ号数の号給とする。

- 4 前項の規定により新号給を決定される職員に対する施行日以降における最初の改正後の条例第四条第六項若しくは第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十二年十二月青森県条例第七十一号。附則第六項において「平成十二年改正条例」という。）（附則第五項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）を新号給を受ける期間に通算する。

(教育職給料表(三)の適用を受ける職員の職務の級における最高の号給を超える給料月額額の切替え等)

5 附則第二項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例又は平成十二年改正条例附則第四項若しくは第五項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(寒冷地手当に関する経過措置)

7 この項から附則第十二項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 旧寒冷地 平成十六年十月一日(以下「旧基準日」という。)における改正前の条例第十八条第一項に規定する寒冷地をいう。

二 新寒冷地 改正後の条例第十八条第一項に規定する寒冷地をいう。

三 経過措置対象職員 旧基準日から引き続き新寒冷地(旧寒冷地に該当する地域に限る。)に在勤する職員をいう。

四 基準在勤地域 経過措置対象職員が旧基準日以降において在勤したことのある旧寒冷地のうち、改正前の条例第十八条第二項及び第三項の規定

(以下この項において「旧算出規定」という。)を適用したとしたならば算出される同条第二項の規定による寒冷地手当の額が最も少なくなる旧寒冷地をいう。

五 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分(改正前の条例第十八条第二項及び第三項に規定する世帯等の区分をいう。以下この項において同じ。)のうち、旧算出規定を適用したとしたならば算出される同条第二項の規定による寒冷地手当の額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

六 みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の条例第十八条第一項に規定する基準日(以下「基準日」という。)におけるその

基準在勤地域をその在勤する地域と、その基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を五で除して得た額をいう。

8 基準日（その属する月が平成十六年十一月から平成二十一年三月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の上欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額（以下この項において「特例支給額」という。）が、その者につき改正後の条例第十八条第二項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、同条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成十六年十一月から平成十七年三月まで	六千円
平成十七年十一月から平成十八年三月まで	一万円
平成十八年十一月から平成十九年三月まで	一万四千元
平成十九年十一月から平成二十年三月まで	一万八千元
平成二十年十一月から平成二十一年三月まで	二万二千元

9 改正後の条例第十八条第三項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、改正後の条例第十八条第三項中「前項」とあるのは、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年十二月青森県条例第五十九号）附則第八項」と読み替えるものとする。

10 前二項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者（以下この項において「支給対象職員」という。）との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者及び人事委員会が必要と認める者に対しては、改正後の条例第

附則別表

教育職給料表(三)の適用
を受ける職員の職務の
級の切替表

旧	級	新	級
2	級	1	級
3	級	2	級
4	級	3	級
5	級	4	級

十八条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

11 国又は他の地方公共団体の職員その他の人事委員会規則で定める者であつた者が、旧基準日の翌日以降に引き続き給料表の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなつた場合において、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなつた日の前日までの間における勤務地等を考慮して前三項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の条例第十八条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、前三項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

12 附則第八項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における改正後の条例第十八条第四項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十六年十二月青森県条例第五十九号）附則第八項から第十一項まで」とする。

（人事委員会規則への委任）

13 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

37 平成十七年一月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、二十年以上勤続して退職した者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）であつて、その者の退職の日の属する年度の末日における年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から二十年を減じた年齢以上であるもの（その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から四年を減じた年齢以上であるものを除く。）に対する第四条第一項及び第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額に百分の百十を乗じて得た額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が十五年を超える場合は、十五年）一年につき百分の二を乗じて得た額の合計額」とする。

38 前項の規定の適用を受ける者については、第五条の二の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

市町村の合併に伴う青森県行政機関設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十一号

市町村の合併に伴う青森県行政機関設置条例等の一部を改正する条例

(青森県行政機関設置条例の一部改正)

第一条 青森県行政機関設置条例(昭和三十六年一月青森県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表五所川原県税事務所の項、第三条第二項の表西北地方健康福祉こどもセンターの項、第四条の表五所川原保健所の項、第五条第二項の表田舎館食肉衛生検査所の項、第七条第三項の表西北地方福祉事務所の項、第八条の表青森県五所川原児童相談所の項及び第九条第一項の表青森県農林総合研究センター病害虫防除室の項中「五所川原市、」の下に「つがる市、」を加える。

第十条第二項の表西地方農林水産事務所の項中

西津軽郡

を

つがる市、西津軽郡

に改め、同条第三項の表上北地方農林

水産事務所の項中「十和田湖町」を削り、同表西地方農林水産事務所の項中「西津軽郡」を「つがる市、西津軽郡」に改め、同条第五項の表西地方農林水産事務所の項中「五所川原市」の下に「つがる市」を加え、同条第七項の表西地方農林水産事務所の項中「西津軽郡(森田村、柏村及び稲垣村を除く。)」を「つがる市、西津軽郡」に改める。

第十一条第一項の表西地方農林水産事務所木造家畜保健衛生所の項を次のように改める。

西地方農林水産事務所 つがる家畜保健衛生所	つがる市	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
--------------------------	------	----------------------

第十二条第二項の表鱒ヶ沢県土整備事務所の項中
西津軽郡 を つがる市、西津軽郡 に改める。

(青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例(平成十一年十二月青森県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条を削り、第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

(青森県公共下水道条例等に基づく事務)

第二十四条 青森県公共下水道条例(平成三年三月青森県条例第二号。以下「下水道条例」という。)及び下水道条例の施行のための規則に基づく

事務のうち、次に掲げるものは、十和田市が処理することとする。

- 一 下水道条例第十二条の規定による公共下水道の使用の開始、休止及び廃止並びに使用の再開の届出の受理に関すること。
- 二 下水道条例第十三条第四項の規定による報告の徴収に関すること。

(青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部改正)

第三条 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項の表青森県立弘前高等技術専門校木造校の項を次のように改める。

青森県立弘前高等技術専門校つがる校	つがる市
-------------------	------

(青森県地域農業改良普及センター設置条例の一部改正)

第四条 青森県地域農業改良普及センター設置条例(昭和三十九年四月青森県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一項の表青森県十和田地域農業改良普及センターの項中「七戸町 十和田湖町」を「七戸町」に改め、同表青森県むつ地域農業改良普及センターの項の次に次のように加える。

青森県つがる地域農業改良普及センター	つがる市	つがる市
--------------------	------	------

第一項の表青森県木造地域農業改良普及センターの項を削る。

(青森県公共下水道条例の一部改正)

第五条 青森県公共下水道条例(平成三年三月青森県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中「十和田湖町」を「十和田市」に改める。

(青森県立学校設置条例の一部改正)

第六条 青森県立学校設置条例(昭和三十九年四月青森県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

表青森県立木造高等学校の項中「西津軽郡木造町」を「つがる市」に改め、同表青森県立三本木高等学校の項の次に次のように加える。

青森県立十和田西高等学校	十和田市
--------------	------

表青森県立十和田西高等学校の項を削り、同表青森県立森田養護学校の項中「西津軽郡森田村」を「つがる市」に改める。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第七条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

表青森県木造警察署の項を次のように改める。

青森県つがる警察署	つがる市	つがる市
-----------	------	------

表青森県鱒ヶ沢警察署の項中「のうち、鱒ヶ沢町、深浦町、岩崎村」を削り、同表青森県十和田警察署の項中「十和田湖町、」を削る。

（青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第八条 青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五及び別表第六中「東津軽郡」を「つがる市、東津軽郡」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年二月十一日から施行する。ただし、第一条中青森県行政機関設置条例第十条第三項の表上北地方農林水産事務所の項の改正規定、第二条の規定、第四条中青森県地域農業改良普及センター設置条例第一項の表青森県十和田地域農業改良普及センターの項の改正規定、第五条の規定、第六条の規定（表青森県立木造高等学校の項及び青森県立森田養護学校の項の改正規定を除く。）、第七条中表青森県十和田警察署の項の改正規定及び次項の規定は、平成十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十七年一月一日前において、水産業に関する事務に関し、上北地方農林水産事務所の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行っ

た申請その他の行為のうち、旧十和田湖町の区域に係るものは、三戸地方農林水産事務所の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

3 平成十七年二月十一日前において、西地方農林水産事務所木造家畜保健衛生所の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為は、西地方農林水産事務所つがる家畜保健衛生所の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

(青森県警察署協議会条例の一部改正)

4 青森県警察署協議会条例(平成十三年三月青森県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表中「青森県木造警察署協議会」を「青森県つがる警察署協議会」に改める。

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十二号

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部を改正する条例

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「規定する産業廃棄物」の下に「(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第二項に規定する使用済自動車、同条第三項に規定する解体自動車及び同条第四項に規定する特定再資源化物品であるものを除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

青森県養護老人ホーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十三号

青森県養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

青森県養護老人ホーム条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表青森県立釜臥荘の項を削る。

第二条を次のように改める。

（定員）

第二条 青森県立安生園の定員は、百人とする。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十四号

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表国営八戸平原土地改良事業の項中「百分の三十三・一三」を「百分の三十五・二七」に、「百分の三十二・〇九」を「百分の四十二・三六」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県国営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十五号

青森県国営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県国営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

二十九 中山間地域総合整備事業 事業費の百分の十二・五に相当する額

第六条第一項中「第二十七号まで」の下に「及び第二十九号」を加え、「中山間地域総合整備事業、」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第六十六号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第十四条を第十九条とする。

第十三条中「一に」を「いずれかに」に、「二万円」を「五万円」に改め、同条を第十八条とする。

第十二条を第十七条とする。

第十一条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十条の次に次の五条を加える。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第十一条 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- 三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第十二条 法第二十七条第五項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示すること。
- 二 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を青森県報に登載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に見覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第十三条 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に

関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第十四条 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(工作物等を返還する場合の手続)

第十五条 知事は、保管した工作物等（法第二十七条第六項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

別表第二中「第十一条関係」を「第十六条関係」に改め、同表第一号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の改正規定（同条を第十八条とする部分を除く。）及び次項の規定は、平成十七年一月一日から施行する。

(青い森セントラルパーク条例の一部改正)

2 青い森セントラルパーク条例（平成十五年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一万円」を「五万円」に改める。

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十七号

青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例

青森県屋外広告物条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百八十九号」の下に「以下「法」という。」を加え、「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に、「及び」を「又は」に改める。

第四条第一号中「美観地区」を「景観地区」に改める。

第五条第十一号中「美観風致」を「良好な景観を形成し、又は風致」に改める。

第九条第二項及び第十七条第一項中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改める。

第三十二条を第三十八条とする。

第三十二条中「第二十条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十一条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「第二十三条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第六号中「第二十三条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同条第七号中「第二十五条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十条を第三十五条とし、第二十九条を第三十四条とする。

第二十八条を削る。

第二十七条第一項中「第二十四条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十六条中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十五条を第三十一条とし、第二十四条を第三十条とする。

第二十三条第一項第三号中「第二十五条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十二条を第二十八条とし、第二十一条を第二十七条とする。

第二十条第一項中「美観風致」を「良好な景観を形成し、若しくは風致」に改め、同条を第二十六条とする。

第十九条の次に次の六条を加える。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第二十条 法第八条第二項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 保管した広告物又は広告物を掲出する物件の名称又は種類及び数量
 - 二 保管した広告物又は広告物を掲出する物件の放置されていた場所及び当該広告物又は広告物を掲出する物件を除却した日時
 - 三 当該広告物又は広告物を掲出する物件の保管を始めた日時及び保管の場所
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保管した広告物又は広告物を掲出する物件を返還するため必要と認められる事項
- (広告物等を保管した場合の公示の方法)

第二十一条 法第八条第二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間(法第八条第三項第一号に規定する広告物については、二日間)、知事が指定する場所に掲示すること。

二 法第八条第三項第二号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を公報に掲載し、又は公共掲示板に表示すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を知事が指定する場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（広告物等の価額の評価の方法）

第二十二条 法第八条第三項の規定による広告物又は広告物を掲出する物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は広告物を掲出する物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は広告物を掲出する物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は広告物を掲出する物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

第二十三条 法第八条第三項の規定による保管した広告物又は広告物を掲出する物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物又は広告物を掲出する物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は広告物を掲出する物件については、随意契約により売却することができる。

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

第二十四条 法第八条第三項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

一 法第七条第四項の規定により除却された広告物 二日

二 特に貴重な広告物又は広告物を掲出する物件 三月

三 前二号に掲げる広告物又は広告物を掲出する物件以外の広告物又は広告物を掲出する物件 十四日

(広告物等を返還する場合の手続)

第二十五条 知事は、保管した広告物又は広告物を掲出する物件（法第八条第三項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は広告物を掲出する物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は広告物を掲出する物件の返還を受けるべき所有者であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第一号の改正規定は、景観法（平成十六年法律第百十号）附則ただし書に規定する日から施行する。

青森県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十八号

青森県議会議員の選挙区の特例に関する条例

(市町村の合併の特例に関する法律の規定による議員の選挙区の特例)

第一条 平成十七年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われる市町村の合併（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一

項の規定による申請が平成十七年三月三十一日までに行われたものに限る。）により郡市の区域の変更を生ずる場合における青森県議会の議員（以

下「議員」という。）の選挙区については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十五条第一項（附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）の規定により、当該市町村の合併が行われた日から平成十五年四月十三日に行われた一般選挙により選挙された議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

（市町村の合併の特例等に関する法律の規定による議員の選挙区の特例）

第二条 平成十七年四月一日以後に行われる市町村の合併（地方自治法第七条第一項の規定による申請が同日以後に行われたものに限る。）により郡市の区域の変更を生ずる場合における議員の選挙区については、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十一条第一項の規定により、当該市町村の合併が行われた日から平成十五年四月十三日に行われた一般選挙により選挙された議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附則

この条例中第一条の規定は平成十七年一月一日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年十二月二十日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第六十九号

青森県議会委員会条例の一部を改正する条例

青森県議会委員会条例（昭和三十一年九月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表商工観光労働委員会の項及び第十八条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭